

資料 2

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日 令和 7 年 1 0 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日)

整理 番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西 支店	兵庫県宝塚市	令和 7 年 10 月 9 日 ~ 令和 8 年 3 月 8 日 (5 箇月)	独占禁止法違反 要綱別表第 2 第 2 項第 2 号ウに該当	①特定特装車製品の販売において、 独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限 の禁止) の規定に違反する行為を行 っていたことについて、令和 7 年 9 月 24 日に公正取引委員会から違反 の認定を受けたため。	工事
2	株式会社トーニチコンサ ルタント 西日本支社	東京都渋谷区	令和 8 年 1 月 13 日 ~ 令和 8 年 6 月 12 日 (5 箇月)	独占禁止法違反 要綱別表第 2 第 2 項第 2 号ウに該当	特定地方公共団体等が発注する特 定跨線橋点検等業務の入札等にお いて、独占禁止法第 3 条 (不当な取 引制限の禁止) の規定に違反する行 為を行っていたことについて、令和 7 年 12 月 19 日に公正取引委員会 から排除措置命令及び課徴金納付 命令を受けたため。	コンサル